

第34号議案

「関東教育学会第66回大会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

提出者 文京区教育委員会
教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2018年 8月 17日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 関東教育学会

住所 (所在地) 〒183-0033茨城県つくば市天王台1-1-1筑波大学
人間系教育学域, 道徳教育学研究室内「関東教育
学会事務局」

代表者名 (ふりがな) よしだ たけお
関東教育学会会長: 吉田武男 (筑波大学教授)

代表者連絡先 (事務担当者) 下田好行
関東教育学会第66回大会準備委員長 (東洋大学文
学部教授) 080-3085-1822,
petershimoda@gmail.com

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	関東教育学会第66回大会		
実施期間	2018年 11月 24日 (土) から 2018年 11月 24日 (土) まで (1日間)		
実施場所	東洋大学 白山キャンパス		
事業内容	目的※	関東にある国立大学法人、私立大学の教育研究者 (大学教員) と大学院生、幼・小・中・高等学校教員、教育関連団体・機関の職員で構成される。会員の教育研究の進展、最先端の知識の提供、日本の教育への提言等を行っている。特に「公開シンポジウム」は入場無料で公開されており、社会的貢献活動を行っている。公開シンポジウムでは「主体的・対話的で深い学び—深い学びをどう創るか—」というテーマでシンポジウムを行う。これは新学習指導要領のポイントであり、学校現場に求められる授業改善の具体的姿である。文京区の幼・小・中・高等学校の教員にシンポジウムに参加していただき、このことを研究者と共に考え、新しい学校現場の授業改善のあり方を創っていただきたいと考える。このことが文京区の教育に資する点である。	
	内容	シンポジストは、田中統治 (放送大学教授)、小林宏己 (早稲田大学教授)、田村学 (國學院大学教授)、話題提供者は、青木照明 (元茅ヶ崎市立小学校長) である。シンポジウムの趣旨は、「新しい学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」が強調されている。グローバル化・IT化、知識基盤社会の現在において、こうした授業改善が求められる理由は何なのか。「主体的・対話的で深い学び」で言う「深さ」とは何なのか。深い学びの授業時間をどのように生み出すのか。学校現場で適用するためには論点整理が必要だと考える。そこで、この課題を具体的な実践を踏まえながら、研究者、実践者と共に考え、討論を行うことにする。」である。	
	対象者	大学教員、幼・小・中・高等学校教員、大学院生、教育関連団体関係者 (参加予定人員 100人)	
	参加費	一般会員 3000円、院生会員 1500円、当日会員 3000円、公開シンポジウムはどなたでも入場無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)			
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

1 関東教育学会について

(1) 会員

- ・会員数 235名 (2018.8.8現在)
- ・関東一円の国立大学法人の大学、私立大学の大学教員(教授・準教授・講師・研究員・助手)、小・中・高等学校教師、大学院生、教育関連団体の所属員等で構成。
- ・研究分野は、教育哲学・教育思想、教育史、教育経営、教育制度、比較教育学、教育方法、カリキュラム、教科教育、生徒指導、幼児教育、初等・中等・高等教育等。

(2) 組織

- ・会長 吉田武男(筑波大学教授)
- ・関東教育学会事務局
〒183-0033 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学人間系教育学域 道德教育学研究室内
- ・事務局長 樋口直宏(筑波大学教授)、事務局次長 田中マリア(筑波大学)
- ・理事
新井保行(育英大学)、江津和也(淑徳大学)、下田好行(東洋大学)、鈴木樹(鎌倉女子大学)、関川悦雄(郡山女子大学)、滝沢和彦(大正大学)、長島啓記(早稲田大学)、増淵幸男(金沢学院大学)、森山賢一(玉川大学)、安井一郎(獨協大学)、湯川次義(早稲田大学)、樋口直宏(筑波大学)

2 関東教育学会第66回大会実施要項

(1) 事務局

- 東京都文京区白山5-28-20、須田将司研究室内、
アドレス：kanto66toyo@gmail.com、TEL：03-3945-7378
- ・委員長 下田好行(東洋大学文学部教授) petershimoda@gmail.com
- ・事務局長 須田将司(東洋大学文学部教授)

(2) 大会期日 2018(平成30)年11月24日(土)

(3) 大会会場 東洋大学 白山キャンパス(文京区白山5-28-20)
教室は未定

(4) プログラム(予定)

- ・9:30 受付開始

- ・午前：研究発表（10：00～12：00）／昼食時：理事会（12：10～13：10）
- ・午後：総会（13：30～14：20）
- ・公開シンポジウム（14：30～17：15）
- ・懇親会（17：30～19：30） トレス・ダイニング（東洋大学8号館1F）

(4) アクセス

- ・都営地下鉄三田線「白山」駅 A3 出口から正門・南門徒歩 5 分、A1 出口から西門徒歩 5 分
- ・東京メトロ南北線「本駒込」駅 1 番出口から「正門・南門」徒歩 5 分

(5) 「主体的・対話的で深い学び」－深い学びをどう創るか－

- ・シンポジスト：田中統治 放送大学 教授
小林宏己 早稲田大学 教授
田村 学 國學院大學 教授
- ・話題提供者：青木照明 元茅ヶ崎市立小学校長
- ・趣旨

新しい学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」が強調されている。グローバル化・IT化、知識基盤社会の現在において、こうした授業改善が求められる理由は何なのか。「主体的・対話的で深い学び」で言う「深さ」とは何なのか。深い学びの授業時間をどのように生み出すのか。学校現場で適用するためには論点整理が必要だと考える。そこで、この課題を具体的な実践を踏まえながら、研究者、実践者と共に考え、討論を行うことにする。

*入場は会員に限らずどなたでも無料です。

(6) 大会プログラムと発表要旨集録は現在、作成中

3 関東教育学会と公開シンポジウム 過去実績

(1) 第62回大会と公開シンポジウム

テーマ 地域に根ざした教育実践と教育院会の役割

文教大学 2014年11月8日

越谷市教育委員会の学会の研究発表大会への後援を取得

(2) 第63回大会と公開シンポジウム

テーマ 道徳の教科化とは何か。その理論的・実践的課題を考える

青山学院大学 2015年11月8日

参加者 110名（会員74名）

(3) 第64回大会と公開シンポジウム

テーマ 今後の教育改革と教師の資質能力について考えるーアクティブ・ラーニングとカリキュラムマネジメントの目指すものー

鎌倉女子大学 2016年11月26日

参加者 105名(会員74名)

(4) 第65回大会と公開シンポジウム

テーマ 今日の教育政策の展開とその課題ー教育学研究の視点からー

早稲田大学 2017年11月18日

参加者 95名(会員60名)

事業予算書(案)

事業名 関東教育学会第66回大会

団体名 関東教育学会第66回大会

収入 単位：円		支出 単位：円	
学会補助	250000		
広告料収入		郵送料	70000
龍溪書舎	20000	印刷代(案内、プログラム、要旨集、看板、封筒)	150000
東信堂	20000	文房具	15000
六花出版	10000	昼食代	15000
不二出版	20000	シンポジスト謝礼	90000
学文社	10000	アルバイト代	120000
弘文堂	10000	懇親会費	200000
ミネル			
ヴァ書	30000	学会への寄付	13500
房			
新学社	10000	茶菓子代	10000
協同出版	10000		
立風書房	10000		
計	150000		
学会大会参加費	142500		
学会懇親会費	141000		
計	683500	計	683500

2018年8月17日

(備考)

関東教育学会会則

(昭和 48 年 10 月 27 日改正)

(昭和 57 年 10 月 3 日改正)

(平成 3 年 9 月 29 日改正)

(平成 6 年 11 月 5 日改正)

(平成 7 年 11 月 12 日改正)

(平成 9 年 11 月 8 日改正)

(平成 21 年 11 月 1 日改正)

第 1 条(名称)本会は関東教育学会と称する。

第 2 条(目的)本会の目的は、教育の理論的実際的問題の研究を促進し、会員相互の連絡と親睦を図り
以って教育の発達に貢献するにある。

第 3 条(事業)本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1)年次大会の開催

(2)会員相互の研究連絡及び共同研究

(3)その他の必要な事項

第 4 条(会員)本会は関東地区に在住し、又は勤務する教育学研究者を以って会員とする。

2. その他、本会の目的に賛同する者は、会員の紹介により会員となることができる。

3. 会員は、本会の事業に参加し研究発表を行なうことができる。

4. 会員は、会費年額 4,500 円を納入するものとする。

5. 上記会費の未納期間が 3 年度を超えた場合には、当該未納会員は本会を退会したものと見なす。

第 5 条(部会)本会は研究上の必要により専門部会をおくことができる。

第 6 条(役員)本会に下記の役員をおく。

(1)会 長 1 名

(2)理 事 若干名

(3)常任理事 若干名

(4)幹事 若干名

(5)監査 2名

2. 役員の任期はすべて3ヶ年とする。ただし、再任をさまたげない。

3. 前項にかかわらず、会長は2期を超えて、ひきつづき留任することはできない。

第7条(役員の職務分担)会長は、会を代表し、会務を統括する。なお、会長に事故あるときは、常任理事のうちの1名が、それを代行する。

2. 理事は理事会を構成し、会務の運営に当たる。

3. 常任理事は理事会の委嘱を受けて本会の常務を処理する。

4. 幹事は会務を執行する。

5. 監査は本会の会計を監査する。

第8条(役員の選出)会長は理事会の推薦にもとづき総会において選出する。

2. 理事は、原則として会員の投票によって選出する。その細則は別に定める。

3. 常任理事は理事の互選による。

4. 幹事は会長が委嘱する。

5. 監査は総会の選出による。

第9条(総会)本会は年一回総会を開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会は次の事項を行なう。

(1)役員決定

(2)次期定期総会開催地の決定

(3)会務会計の報告

(4)その他の重要事項の決定

第10条(会計)本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以って支弁する。

2. 本会の会計年度は9月1日より翌年8月31日までとする。

3. 会費は毎年度の始めに納入するものとする。

附則 1. 本会の事務局は会長の指定する場所におく。

2. 会則の変更は総会の決議による。

3. 本会則は、昭和 51 年 11 月 14 日より実施する。ただし、第 6 条第 2 項については昭和 53 年度より、同条第 3 項については平成 7 年度より、また第 4 条第 4 項については、平成 8 年度より実施するものとする。

細則(会長・理事の選出方法について)

昭和 48 年 12 月 15 日の理事会、平成 5 年 11 月 6 日の理事会、平成 6 年 11 月 5 日の理事会、及び平成 16 年 10 月 24 日の理事会決定による。

(1)理事は、会員の所属する機関の位置する関東地区都県(山梨県及び新潟県を含む)を単位として会員の投票によって選出する。所属機関のない会員、あるいはその位置が関東地区以外にある会員は、現住の都県を単位とする。また所属機関の位置及び現住所がともに関東地区以外にある会員は、本人の申告によってその属する都県を定めるものとする。選出する理事の数は各都県 1 名以上とし、会員 20 名を超える毎に 1 名を追加する。ただし、会員 10 名に満たない都県の理事は複数都県で構成して選出単位とするものとする。

(2)会長が必要と認めるときは、理事若干名を委嘱することができる。

(3)会則第 8 条による会長の選出については、全理事の互選(無記名郵送投票)により過半数を得た者を、理事会が総会に推薦するものとする。

ただし、第 1 回の投票で過半数を得た者がいない場合は、上位 2 位までの者について決選投票を行なうものとする。決選投票でも同票の場合は、年長者を当選者とする。